

議案第14号

固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について

固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月2日提出

七飯町長 中 宮 安 一

固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「提出者がこれに署名押印し」を削る。

(七飯町外灯設置条例の一部改正)

第2条 七飯町外灯設置条例(昭和37年条例第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

(七飯町火入れに関する条例の一部改正)

第3条 七飯町火入れに関する条例(昭和59年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。